

11 一括有期事業の申告書の書き方

● 年度更新手続

建設の事業では、労働保険料の申告・納付のほか、「一括有期事業総括表・一括有期事業報告書(建設の事業)」の提出が必要です。立木伐採等の林業では、「一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)」の提出が必要です。

提出につきましては、管轄の労働基準監督署または労働局にお願いします。(金融機関では申告書・領収済通知書のみ受け取ります。)

一括有期事業総括表及び一括有期事業報告書は各労働基準監督署で入手できるほか、[厚生労働省ホームページ](#) (URLは以下のとおり) からダウンロードできます。

また、厚生労働省ホームページには申告書の計算を行う際の参考となるよう、「年度更新申告書計算支援ツール(建設事業用)」を用意しています。是非ご利用ください(下記 URL 又は「労働保険関係各種様式」で検索してください。)



<URL>[https:// www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/youshiki.html](https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/youshiki.html)

電子申請を行う場合は、上記ツールもしくは紙で一括有期事業総括表・一括有期事業報告書を作成し、PDFにして、添付してください。

● 一括有期事業の要件(建設の事業)

建設の事業については、一つの工事に係る請負金額が1億8千万円未満(消費税額を除く(※))、かつ、概算保険料額が160万円未満の場合一括して申告(徴収法第7条)することになっています。

立木の伐採の事業については、素材の生産量が1,000立方メートル未満でかつ概算保険料額が160万円未満の事業については、一括扱いができます。

*一括有期事業の要件に該当しない事業の場合は、一現場ごとに一つの事業として(これを「単独有期事業」といいます。)、その事業が開始されるごとに労災保険の成立手続をすることとなります。

● 申告する工事

1~3のいずれの要件も満たす工事は、一括有期事業の対象となりますので、取りまとめて確定申告していただくことになります。取りまとめ漏れがないよう十分にご確認ください。

1 元請工事

元請負により実施した工事。

2 請負金額および概算保険料

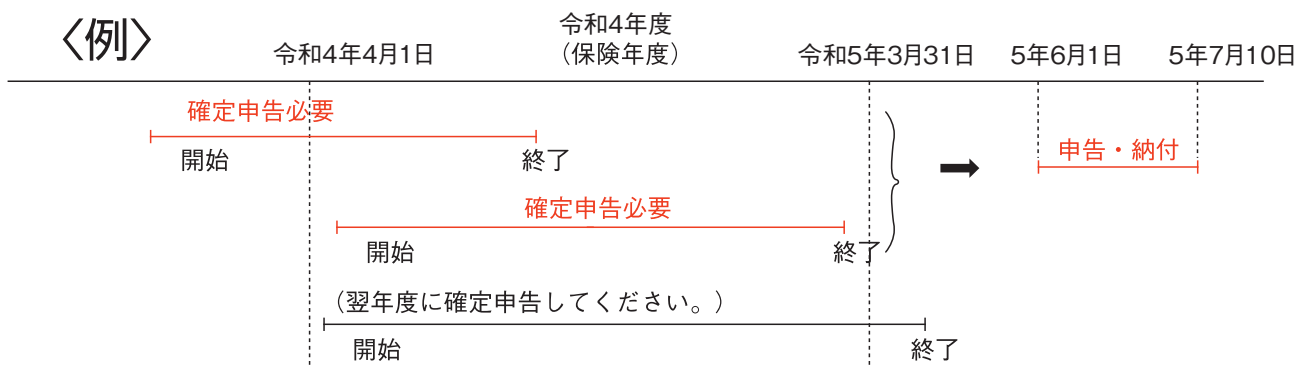
一工事の請負金額が1億8千万円未満(消費税額を除く(※))、かつ概算保険料額が160万円未満の工事。

3 工事期間

次に例示した赤線の工事、つまり、算定年度内(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)に終了した工事。

(令和4年3月31日以前に開始している工事の算入もれがないよう注意してください。)

<例>



※平成27年3月31日以前に開始された工事については、1億9千万円未満(消費税額を含む)